

不適合管理委員会報告情報
平成18年2月7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	主タービンランド蒸気系蒸化器水位調整弁(LCV-51-211)において、ランド部より水のにじみが認められたため、ランド部を点検・調整	
2	3号機	計算機室空調機(76-HV/H3-35A)電動機点検時、反負荷側のハウジング内径及びシャフト軸受部外径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を点検・修理	
3	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器制御盤点検時、警報ユニットカバー取付けネジ部に破損が認められたため、当該部を修理	
4	6号機	給水加熱器(6C)水位計上部検出元弁(V-6-5V19-295)浸透探傷検査時、弁体当り面に微小な傷が認められたため、当該部を修理	
5	6号機	原子炉再循環MGセット(B)界磁地絡継電器の点検時、継電器に動作不良が認められたため、当該部品を修理	
6	6号機	低圧タービン(C)内部車室下半の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール(集中)及び線状、円形指示模様等が認められたため、当該部を修理	
7	6号機	原子炉再循環MGセット油冷却器(A)において、フランジ下部より水の微少リークが認められたため、フランジ下部を点検・修理	
8	6号機	高圧復水ポンプ(A・B・C)補助油ポンプ主動軸点検時、オイルシール摺動部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
9	6号機	非常用ガス処理系排気ファン(B)電動機点検時、ロータシャフト軸受部(負荷・反負荷側)に摩耗が認められたため、当該軸受部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	電気品室空調機(AH6-14B)において、プーリー側ベルト付近より異音が認められたため、当該部を点検・修理	
11	6号機	125V(A系)蓄電池定例試験時、NO. 20の蓄電池内に棒状温度計(NO. 3824)を落としたため、当該温度計を回収	
12	6号機	屋外硫酸・苛性タンク周りアイシャワー装置において、凍結による操作レバーの閉操作不能が認められたため、当該装置を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで